

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく関与

10ヶ月間

5年間

相
続
開
始

都道府県知事の 認定

・会社、後継者に関する
要件の判定
等

申
告
期
限

事業の継続

・代表者であること
・株式等の保有継続
・雇用の8割維持
(5年間平均)
等

株式等の
保有継続等

後継者の
死亡等^(注1)

申告・担保提供

要件を満たさな
くなった場合

株式等を譲渡等した
場合

後継者の相続税額のうち、議決権株式等の^(注2)
80%に対応する相続税の納税を猶予

(注2)発行済議決権株式等の2/3に達するまで

全額納付^(注3)

譲渡等した部分に対応
する猶予税額を納付^(注3)

猶予税額
の免除

(注3)猶予税額の納付に併せて利子税を納付。

年3.6%[特例:0.7%※] ※特例基準割合1.6%の場合。

(注1) 猶予税額が免除される「死亡」以外の例

- 会社の倒産
- 後継者への贈与
(心身の障害により代表権を失った場合には、経営承継期間内の贈与でも免除)
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合
(譲渡対価等を上回る税額を免除)
- 民事再生計画の認可決定等があった場合
(再計算後の猶予税額等を上回る税額を免除)